

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理業務 ①住民基本台帳等の取得 ②被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ③資格確認書等の引渡し 2. 賦課・収納業務 ①保険料に関する申請の受付 ②届出に基づいた口座振替手続き ③保険料の徴収、消込事務 ④保険料の額に係る各種通知書の引渡し ⑤保険料の過誤納金に対する還付、充当処理 ⑥保険料の滞納処分の管理事務 3. 給付事務 ①医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 4. その他 上記1, 2, 3に掲げる事務に付随する事務
③システムの名称	宮崎県後期高齢者医療広域連合電算処理システム, 後期高齢者医療システム, 収納管理システム, 滞納整理システム, 団体内統合宛名システム, 住民基本台帳ネットワークシステム, 中間サーバー, 宛名・納付システム, 住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者管理情報ファイル ②賦課管理情報ファイル ③収納管理情報ファイル ④滞納整理管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 ほけん課
②所属長の役職名	ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 ほけん課 小林市細野300番地 0984-23-0116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないかダブルチェックを行っている。特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため目的外の入手が行われることはない。後期高齢者医療標準システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証とパスワードによる認証に限定しており職員の異動があった場合は直ちに登録及び削除を行っている。USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御している。以上のことから権限のない者による不正使用のリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I-4-①	実施しない	実施する	事後	
令和1年6月24日	I-4-②		法令上の根拠を追加	事後	
令和1年6月24日	I-5-②	ほけん課長 竹内 龍一郎	ほけん課長	事後	
令和1年6月24日	II-1	平成27年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II-2	平成27年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV-1~9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和4年3月11日	I-4-②	1 番号法第19条第7項及び別表第二 ① 別表第二における情報提供の根拠 情報提供は実施しない。 ② 別表第二における情報照会の根拠 80の項。	<情報照会事務> 番号法第19条第8号、別表第二の82の項 <情報提供事務> 番号法第19条第8号、別表二の80及び83の項	事前	
令和4年3月11日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IV-6	[○] 接続しない (提供)	[] 接続しない (提供)	事前	
令和4年3月11日	IV-6	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	事前	
令和7年2月5日	I-1-②	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理業務 ①住民基本台帳等の取得 ②被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ③被保険者証及び資格証明書の引渡し	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 資格管理業務 ①住民基本台帳等の取得 ②被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ③資格確認書等の引渡し	事後	
令和7年2月5日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条及び別表第一第59項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号利用法第9条第1項別表の85の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-②	<情報照会事務> 番号法第19条第8号、別表第二の82の項 <情報提供事務> 番号法第19条第8号、別表二の80及び83の項	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 115の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 117の項	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1	令和4年3月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	II-2	令和4年3月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IV-8		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV-11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	